

平成 15 年 3 月 25 日

金沢大学（角間 ）附属図書館等棟施設整備事業

事業契約書(案)の変更について

平成 15 年 3 月 24 日に公表した入札説明書等に関する質問回答書（その 2）に基づき、平成 15 年 2 月 28 日に公表した事業契約書（案）を以下のとおり変更します。

（下線部は変更箇所を示す。）

変 更 前	変 更 後
表紙 この契約書(案)は、事業者が特別食堂の運営を行う場合を想定したものであり、特別食堂の運営を提案していない事業者と事業契約を締結する場合は、特別食堂の運営に <u>関係のない</u> 規定については、この事業契約書（案）から削除いたします。	表紙 この契約書(案)は、事業者が特別食堂の運営を行う場合を想定したものであり、特別食堂の運営を提案していない事業者と事業契約を締結する場合は、特別食堂の運営に <u>関係のある</u> 規定については、この事業契約書（案）から削除いたします。
（設計変更） 第 13 条 3 本件施設のしゅん功までに、入札説明書及びその他大学が <u>本件土地</u> の入札手続において提供した本件土地に関する調査資料において明示されていない本件土地のかし、埋蔵文化財の発見等に起因して、本件施設の設計変更をする必要が生じた場合、事業者は大学に対し、設計又は建設工事の変更を求めることができる。かかる設計変更又は建設工事の変更により追加費用が発生したときは、大学が当該費用を負担するものとする。	（設計変更） 第 13 条 3 本件施設のしゅん功までに、入札説明書及びその他大学が <u>本件事業</u> の入札手続において提供した本件土地に関する調査資料において明示されていない本件土地のかし、埋蔵文化財の発見等に起因して、本件施設の設計変更をする必要が生じた場合、事業者は大学に対し、設計又は建設工事の変更を求めることができる。かかる設計変更又は建設工事の変更により追加費用が発生したときは、大学が当該費用を負担するものとする。
（引渡しの遅延） 第 39 条 2 事業者の責めに帰すべき事由により、本件施設の引渡しが引渡予定日より遅延し	（引渡しの遅延） 第 39 条 2 事業者の責めに帰すべき事由により、本件施設の引渡しが引渡予定日より遅延し

変 更 前	変 更 後
<p>た場合、事業者は、引渡予定日から大学に現実に引き渡された日まで、本件施設の施設整備費相当額につき年 8.25%の割合（1 年を 365 日とする日割計算とし両端日を含む。）による遅延損害金を支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害金を支払わなければならない。</p>	<p>た場合、事業者は、引渡予定日から大学に現実に引き渡された日まで、本件施設の施設整備費相当額（割賦金利を除く。）につき年 8.25%の割合（1 年を 365 日とする日割計算とし両端日を含む。）による遅延損害金を支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害金を支払わなければならない。</p>
<p>（損害の発生） 第 49 条 （新設）</p>	<p>（損害の発生） 第 49 条 4 <u>事業者が行う維持管理につき金沢大学生活共同組合の責めに帰すべき事由により事業者に追加費用が発生したときは、大学は、かかる追加費用を負担しなくてはならない。</u></p>
<p>（業務報告） 第 58 条 （新設）</p>	<p>（モニタリング） 第 58 条 2 <u>大学は、必要に応じて、特別食堂の運営について大学教職員及び学生等へのヒアリング、苦情受付等を行うことができる。</u></p>
<p>（引渡前の解除の効力） 第 68 条 2 第 65 条の規定に基づき本契約が解除され、前項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、大学は、自己の合格部分の買受代金支払債務と事業者の第 70 条第 1 項に基づく違約金支払債務とを<u>対等額</u>で相殺することができる。</p>	<p>（引渡前の解除の効力） 第 68 条 2 第 65 条の規定に基づき本契約が解除され、前項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、大学は、自己の合格部分の買受代金支払債務と事業者の第 70 条第 1 項に基づく違約金支払債務とを<u>対当額</u>で相殺することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(引渡後の解除の効力)</p> <p>第 69 条</p> <p>3 事業者は、前項の手續終了後速やかに、本件施設の維持管理及び特別食堂の運営を大学又は大学の指定する者に引き継がなければならない。</p> <p>5 本契約が解除され、第 3 項に従い大学が維持管理及び特別食堂の運営の引継ぎを受けた場合、大学は、<u>施設整備費相当分の残額及び第 70 条第 4 項に規定する損害金の総額を、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより、事業者に対し支払うものとする。</u>第 67 条の規定に基づき本契約が解除された場合においては、大学は事業者が維持管理及び特別食堂の運営を終了させるために要する費用について、相当な範囲内で、事業者に対して支払うものとする。第 67 条の規定に基づき本契約が解除された場合においては、大学は事業者が維持管理及び特別食堂の運営を終了させるために要する費用について、相当な範囲内で、事業者に対して支払うものとする。</p>	<p>(引渡後の解除の効力)</p> <p>第 69 条</p> <p>3 事業者は、前項の手續終了後速やかに、本件施設の維持管理及び特別食堂の運営を大学又は大学の指定する者に引き継がなければならない。<u>ただし、特別食堂の運営については、大学が不要と判断した場合は引継ぎを要しない。</u></p> <p>5 本契約が解除され、第 3 項に従い大学が維持管理及び特別食堂の運営の引継ぎを受けた場合、大学は、<u>施設整備費相当分の残額については別紙 12(サービス購入費の金額及び支払いスケジュール)に規定する解除前の支払いスケジュールに従い、第 70 条第 4 項に規定する損害金については支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより、事業者に対してそれぞれ支払うものとする。</u>第 67 条の規定に基づき本契約が解除された場合においては、大学は事業者が維持管理及び特別食堂の運営を終了させるために要する費用について、相当な範囲内で、事業者に対して支払うものとする。</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第 70 条 第 65 条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、以下の各号に定める額を、大学の指定する期限までに支払わなければならない。</p> <p>(1)本件施設の引渡前に解除された場合 <u>施設整備費相当分の総額の 10 分の 1 に相当する額</u></p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第 70 条 第 65 条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、以下の各号に定める額を、大学の指定する期限までに支払わなければならない。</p> <p>(1)本件施設の引渡前に解除された場合 <u>施設整備費相当分の総額(割賦金利を除く。)</u>の 10 分の 1 に相当する額</p>

変 更 前	変 更 後
<p>4 <u>第 66 条の規定</u>により本契約が解除された場合、大学は、かかる解除により事業者が被った損害額を、事業者に対して支払わなければならない。</p>	<p>4 <u>第 64 条又は第 66 条の規定</u>により本契約が解除された場合、大学は、かかる解除により事業者が被った損害額を、事業者に対して支払わなければならない。</p>
<p>別紙 7 (事業者等が付保する保険) (省略)</p>	<p>別紙 7 (事業者等が付保する保険) 注)を参照。</p>
<p>別紙 9 (不可抗力による追加費用の負担割合)</p> <p>1. 設計・建設期間</p> <p>設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が同期間中の累計で、<u>施設整備費相当額の 1000 分の 10</u> に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、大学又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。</p>	<p>別紙 9 (不可抗力による追加費用の負担割合)</p> <p>1. 設計・建設期間</p> <p>設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が同期間中の累計で、<u>施設整備費相当額 (割賦金利を除く。)</u> の 1000 分の 10 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。ただし、大学又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。</p>
<p>別紙 14 (サービス購入費の減額の基準と方法)</p> <p>・フロー図『モニタリングと減額等のフロー』の下から 4 段目の右側 減額措置なし (ポイントは<u>翌四半期</u>には繰り越さない)</p> <p>・同フロー図『モニタリングと減額等のフロー』の下から 3 段目 ある<u>四半期</u>の減額ポイントが 50 ポイントに達した場合</p>	<p>別紙 14 (サービス購入費の減額の基準と方法)</p> <p>・フロー図『モニタリングと減額等のフロー』の下から 4 段目の右側 減額措置なし (ポイントは<u>翌半期</u>には繰り越さない)</p> <p>・同フロー図『モニタリングと減額等のフロー』の下から 3 段目 ある<u>半期</u>の減額ポイントが 50 ポイントに達した場合</p>

注)別紙 7(事業者等が付保する保険)については、下記のとおり変更する(下線部は変更箇所を示す。)

記

別紙 7 事業者等が付保する保険

1. 建設期間中の保険(第 23 条関係)

事業者は、建設期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

(1) 建設工事保険

保険契約者 : 事業者又は建設者

保険の対象 : 本件施設の建設工事

保険期間 : 建設工事着工日を始期とし、引渡予定日を終期とする。

保険金額(補償額): 請負代金額

補償する損害: 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は建設者

保険期間 : 建設工事着工日を始期とし、引渡予定日を終期とする。

てん補限度額(補償額): ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上
・対物: 1事故あたり1億円以上

補償する損害: 工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : 50,000円以下

事業者又は建設者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく大学に提示するものとする。

事業者又は建設者は、大学の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

事業者又は建設者は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

2. 維持管理期間中の保険(第 49 条第 3 項関係)

事業者は、維持管理期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げる

ものではない。

(1) 施設賠償責任保険

保険契約者 : 事業者

保険期間 : 維持管理業務開始時から維持管理期間終了時までとする。(毎年度更新することでもよい。)

てん補限度額(補償額): ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上
・対物: 1事故あたり1億円以上

補償する損害: 本件施設の所有、使用もしくは管理および本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : 50,000円以下

その他 : 大学を追加被保険者として
交叉責任担保追加特約を付帯すること

(2) 維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者または維持管理者

保険期間 : 維持管理業務開始時から維持管理期間終了時までとする。(毎年度更新することでもよい。)

てん補限度額(補償額): ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上
・対物: 1事故あたり1億円以上

補償する損害: 維持管理業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : 50,000円以下

また、事業者が特別食堂を提案し、運営する場合には、次の保険を付保するものとする。なお、保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

(3) 生産物賠償責任保険

保険契約者 : 事業者または運営者

保険期間 : 運營業務開始時から運営期間終了時までとする。(毎年度更新することでもよい。)

てん補限度額(補償額): ・対人: 1名あたり1億円、1事故・年間あたり10億円以上
・対物: 1事故・年間あたり1億円以上

補償する損害: 飲食物の欠陥に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

以上